

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○県庁舎等の清掃・警備等業務委託(東E地区)に関する入札公告(管財課)	一	○大宮・西武園競輪全レース併売対応改修業務委託に関する契約者等の公示(県宮競技事務所)	二	○大規模小売店舗の変更に關する公示(商業支援課)	三	○「」(「」)	三	○「」(「」)	四	○公益事業における争議行為の予告(勤労者福祉課)	四	○鴻巣市三ツ木土地区画整理組合の定款の変更認可(市街地整備課)	六	○蕨駅西口地区7番街区第一種市街地再開発事業に係る事業計画	一〇
○新座都市計画下水道の変更(下水道課)	六	○開発行為に関する工事の完了公告(建築指導課)	六	○県立上尾高等学校外二十一校コンピュータ教室用機器等賃借に関する一般競争入札(物品管理課)	七	○開発行為に関する工事の完了公告(飯能県土)	一〇	○「」(東松山県土)	一〇	○「」(「」)	一〇	○「」(「」)	一一		

告示

埼玉県告示第十六百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり指名競争入札に付する。
平成十九年十一月六日

埼玉原知事 上田清司

1 調達内容

- 購入等件名及び数量
清掃及び中央監視業務 一式
- 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- 履行期間
平成20年1月1日から同年9月30日まで。ただし、平成20年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。
- 履行場所
埼玉県環境科学国際センター
- 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」の各等級に格付けされた者で、指名を受けたものであること。

3 指名されるために必要な要件

- 事故の発生又は発注者からの要請があった場合には、迅速かつ適正に対応で

埼 玉 県 報

きる者であること。

(2) 当該地区の調達内容に応じた実績を有する者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課総務・庁舎管理担当 鈴木 勉 電話048-830-2592(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成19年11月下旬、指名業者に対し交付方法を通知する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県総務部管財課入札室(本庁舎地下1階) 平成19年12月18日(火) 午前10時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県総務部管財課総務・庁舎管理担当 平成19年12月17日(月) 午後5時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第101条第2項において準用する財務規則第93条第2項各号のいずれかに該当した場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号に該当した場合は、免除する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第102条において準用する財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要件

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第102条において準用する財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Higashi E district (Center for Environmental Science in Saitama)

Cleaning and Facility monitoring Service, 1 Set

(2) Time-limit for tender : 10 : 00 a.m.18, December, 2007 (tender submitted by mail 5 : 00 p.m.17, December, 2007)

(3) Contact point for the notice : Building Management Group, Public Property

Management Division, Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Telephone 048-830-2592

埼玉県建設技術事務所総務課経理担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市南区沼影1丁目10番1号

随意契約の相手方を決定した日

平成19年9月12日

随意契約の相手方の氏名及び住所

日本トーター株式会社 東京都港区

購入等件名及び数量

大宮競輪場及び西武園競輪場全一

又併売対応改修業務 一式

契約に関する事務を担当する部局の

名称及び所在地

随意契約

7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務
の調達手続の特例を定める政令第10条
第1項第1号に該当

埼玉県告示第千六百二十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドイト春日部店

春日部市南中曾根八百九十五番地一 他

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) ドイト株式会社 代表取締役 長谷川 雅夫

さいたま市中央区阿弥一丁目一番三号

(変更後) ドイト株式会社 代表取締役 白濱 満明

さいたま市中央区阿弥一丁目一番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

(変更前) ドイト株式会社 代表取締役 白濱 満明

さいたま市中央区阿弥一丁目一番三号

(変更後) ドイト株式会社 代表取締役 白濱 満明

さいたま市中央区阿弥一丁目一番三号

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢 潤治

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号 新宿住友ビル三十五階

ハ 変更年月日

平成十九年一月三十一日(大規模小売店舗を設置する者及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名)

平成十九年十一月九日(大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は

名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名)

二 届出年月日

平成十九年十月二十五日

二 縦覧期間

平成十九年十一月六日から平成二十年三月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十一月六日から平成二十年三月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠川越店

川越市大字松郷字関下町九百二十六番一 外

ロ 変更の概要

設置者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社 島忠 代表取締役 小島 孝雄

さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

(変更後) 株式会社 島忠 代表取締役 山下 視希夫
さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

ハ 変更年月日

平成十九年九月一日

二 届出年月日

平成十九年十月二十五日

二 縦覧期間

平成十九年十一月六日から平成二十年三月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十一月六日から平成二十年三月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百二十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

埼玉県告示第六百二十五号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS上里

児玉郡上里町大字七本木二千二百七十二の一他

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野 幸夫

川越市脇田本町一番地五

(変更後) 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野 幸夫

川越市脇田本町一番地五

株式会社 スギ薬局 代表取締役 杉浦 広一

愛知県安城市三河安城町一丁目八番地四 ほか十五件

ハ 変更年月日

平成十九年八月十五日

二 届出年月日

平成十九年十月二十四日

二 縦覧期間

平成十九年十一月六日から平成二十年三月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十一月六日から平成二十年三月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

平成十九年十月三十一日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

平成十九年十一月六日

埼玉県知事 上田清司

一 争議行為を行う労働組合
別表に掲げる労働組合

二 事件

年末一時金の獲得等の件

三 日時
別表平成十九年十一月十一日午前〇時から問題解決に至るまでの期間
四 場所
別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場

五 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員による全ての争議行為を行う。

労働組合名	執行委員長等名	組合員が従事する職場	所在地
埼玉県民主医療機関労働組合生協本部支部	清宮浩	医療生協さいたま	川口市木曾呂一三一七
埼玉県民主医療機関労働組合協同病院支部	清宮浩	埼玉協同病院	川口市木曾呂一三一七
埼玉県民主医療機関労働組合歯科診療所支部	清宮浩	生協歯科診療所	川口市木曾呂一三一七
埼玉県民主医療機関労働組合みぬま支部	清宮浩	介護老人保健施設みぬま	川口市木曾呂一三四七
埼玉県民主医療機関労働組合川口支部	清宮浩	川口診療所	川口市仲町一―三六
埼玉県民主医療機関労働組合さいわい支部	清宮浩	さいわい診療所	川口市中青木四―一二〇
埼玉県民主医療機関労働組合浦和支部	清宮浩	浦和民主診療所	さいたま市浦和区北浦和五―一〇―七
埼玉県民主医療機関労働組合おおみや支部	清宮浩	おおみや診療所	さいたま市西区指扇一―一〇―二
埼玉県民主医療機関労働組合かすかべ支部	清宮浩	かすかべ診療所	春日部市谷原二―四―一二
埼玉県民主医療機関労働組合熊谷支部	清宮浩	熊谷生協病院	熊谷市上之三八五四
埼玉県民主医療機関労働組合行田支部	清宮浩	行田協立診療所	行田市本丸一八―三
埼玉県民主医療機関労働組合秩父支部	清宮浩	秩父生協病院	秩父市阿保町一―一一
埼玉県民主医療機関労働組合西協同支部	清宮浩	埼玉西協同病院	所沢市中富一八六五
埼玉県民主医療機関労働組合所沢診療所支部	清宮浩	所沢診療所	所沢市宮本町二―二三―二四
埼玉県民主医療機関労働組合さとめ支部	清宮浩	老人保健施設さとめ	所沢市中富一六一七
埼玉県民主医療機関労働組合上福岡協同診療所支部	清宮浩	上福岡協同診療所	ふじみ野市上福岡三―三―一七
埼玉県民主医療機関労働組合朝霞歯科支部	清宮浩	あさか虹の歯科	朝霞市浜崎七二四―二

埼玉県民主医療機関労働組合大井支部	清宮 浩	大井協同診療所	ふじみ野市ふじみ野一―一―一五
共済病院労働組合	澤藤 俊昭	博仁会共済病院	さいたま市緑区原山三―一五―三二
南埼玉病院労働組合	今井 紀之	医療法人社団俊睿会南埼玉病院	越谷市増森二五二
共立医療会労働組合北本共立診療所支部	川岸 昌江	医療法人共立医療会北本共立診療所	北本市中丸五―一六―八
共立医療会労働組合吹上共立診療所支部	川岸 昌江	医療法人共立医療会吹上共立診療所	鴻巣市吹上富士見三―一―一九
共立医療会労働組合さくらおとなこども診療所支部	川岸 昌江	医療法人共立医療会さくらおとなこども診療所	北本市北本団地一―二七―一〇二

埼玉県告示第千六百二十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成十九年十一月六日

埼玉県知事 上田 清司

一 組合の名称

鴻巣市三ツ木土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年四月六日から

平成二十四年三月三十一日まで

三 施行地区

鴻巣市大字三ツ木字愛ノ町、字本村の各一部、鴻巣市大字中井字本村の一部

四 事務所の所在地

鴻巣市中央一番一号

五 設立認可の年月日

平成五年四月六日から

六 変更の内容

事務所の所在地を「鴻巣市中央一番一号」から「鴻巣市本町二丁目二番二号」に変更

七 変更認可の年月日

平成十九年十一月六日

埼玉県告示第千六百二十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、蕨都市計画蕨駅西口地区7番街区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成十九年十一月六日

埼玉県知事 上田 清司

一 組合の名称

蕨駅西口地区7番街区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可公告日から平成二十三年三月末日まで

三 施行地区

蕨市中央一丁目の一部

蕨市大字蕨字仁中歩の一部

四 事務所の所在地

蕨市中央一丁目二十三番十六号

五 施行認可の年月日

平成十九年二月二十日

六 変更の内容

設計の概要、事業施行期間及び資金計画

七 事業計画の変更の認可の年月日

平成十九年十一月六日

埼玉県告示第千六百二十八号

新座市長から新座都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部下水道課

において縦覧に供する。

平成十九年十一月六日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千六百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月六日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成十九年十月三十日

指令杉整第一八〇一七五二号

二 検査済証番号

平成十九年十月三十一日第七十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字間鎌字前新田四

七〇―一、四七―一、四七―一四、

四七―一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都東村山市久米川町一―三七―
四二

白馬建設株式会社
代表取締役 若林 隆夫

埼玉県告示第六百三十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年十一月六日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量
県立学校クラス用コンピュータ（ノート型パーソナルコンピュータ） 574台

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成20年2月15日（金）

(4) 納入場所

埼玉県立春日部高等学校ほか県立学校13校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、「物品の販売」

のA等級に格付けされた者であること。

(3) 公告日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県出納局物品管理課調達第二担当 篠原 健一 電話048-830-5778（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県出納局第1入札室 平成19年11月13日（火）午後1時30分

(4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県出納局第1入札室 平成19年12月20日（木）午前10時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県出納局物品管理課調達第二担当 平成19年12月19日（水）午後5時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成19年11月20日 (火) までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年埼玉県規則第106号) 第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当 (電話048-830-5775 (直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号) に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年埼玉県条例第15号) に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased : 574 Personal Computers

(2) Deadline for submission :

By mail : 5 : 00 p. m., December 19, 2007

In person : 10 : 00 a.m., December 20, 2007

(3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Treasury Bureau Saitama Prefectural Government Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-Shi Saitama-Ken 330-9301
Tel.048-830-5778

埼玉県知事蔵平七郎川上 一平

メモロツクツベツ知事蔵平七郎の署名の押印を捺印し、このメモロツクを添付して提出すること。

平成十九年十一月六日

埼玉県知事 川上 一平

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立上尾高等学校外21校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年3月1日 (土) から平成25年2月28日 (木) まで
ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額

又は削除があった場合、当該契約は解除する。

- (4) 履行場所
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課が指定する場所
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 18 年埼玉県告示第 1543 号）に基づき、「物品の賃貸」の A 等級に格付けされた者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成 8 年 6 月 13 日付け出物第 180 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領（平成 19 年 3 月 27 日付け出物第 1153 号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
 - (5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校 IT 推進担当 小川 剛、植村 孝一 電話 048-830-6773（直通）
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
下記(3)の入札説明会又は下記(3)イの日時以後上記(1)の交付場所において交付する。
 - (3) 入札説明会の場所及び日時

- ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 12 番 24 号 埼玉教育会館 1 階 103 会議室
- イ 日時
平成 19 年 11 月 12 日（月）午後 1 時 30 分
- ウ 入札・開札の場所及び日時
- エ 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 12 番 24 号 埼玉教育会館 1 階 103 会議室
- イ 日時
平成 19 年 12 月 25 日（火）午前 11 時
- ウ 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法
- エ あて先
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校 IT 推進担当
- イ 受領期限
平成 19 年 12 月 21 日（金）午後 5 時（必着）
- ウ 提出方法
書留郵便によること。
- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成19年12月10日(月)午後5時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した調達案件を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) 競争入札参加資格の付与

2.(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 庁330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to computer rooms for 22 schools including Saitama Prefectural Ageo high school

(2) Time-limit for tender: 11:00 a.m. December, 25, 2007. (tender submitted by mail 5:00 p.m. December, 21, 2007)

(3) Contact point for notice: High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6773

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五十九号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月六日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年十月二十三日

指令飯整第一九〇〇二五一号

二 検査済証番号

平成十九年十月三十日

飯整第一九〇〇四一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字上野字鈴木二二一九番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡越生町大字上野二二一九番地

三

太田 秀利

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十九号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月六日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年八月十七日

第一九〇〇六六〇号

二 検査済証番号

平成十九年十月三十一日

第一九〇一〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字都一七〇一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市松葉町四一五一一三二

コーポルミエール一〇六

安藤 渉

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百

四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月六日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年九月四日

第一九〇〇七七〇号

二 検査済証番号

平成十九年十一月一日

第一九〇一〇六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字久保田字赤城二六

三の一部、二六四の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市美土里町六一九 西山荘四

〇三

長澤 祥江

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百

四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月六日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年七月二十日

第一九〇〇四一〇号

二 検査済証番号

平成十九年十一月一日

第一九〇〇九七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字木部字日向四一二

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字岩井七九三一一

コーポ鈿女野二〇一

柳 高明

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)